

# 公立大学法人富山県立大学競争的研究資金等に関する取扱規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

平成 31 年 4 月 1 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）における競争的研究資金等の取扱いに関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「競争的研究資金等」とは、次の各号に掲げる研究資金をいう。

- (1) 研究者が自主的に研究テーマを設定して申請し、国又は国が所管する独立行政法人、財団法人等（以下「国等資金配分機関」という。）の審査を経て交付される研究資金
- (2) 国等資金配分機関が特定の研究課題を示して公募する事業において、採択を受けた研究者又はそのグループの所属機関と資金配分機関との間で委託契約が結ばれる研究費（再委託契約によるものも含む。）

(最高管理責任者)

第 3 条 法人の競争的研究資金等の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第 5 条に規定するコンプライアンス推進責任者が競争的研究資金等の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じる。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について理事等と議論を深める。
- 4 最高管理責任者は、啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第 4 条 最高管理責任者を補佐し、競争的研究資金等の運営及び管理について法人全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、法人全体の具体的な対策を策定及び実施し、実施状況を確認

するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 法人の競争的研究資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、部局の長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 自己の管理する部局における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、部局内の競争的研究資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 自己の管理する部局において、定期的に啓発活動を実施する。
- (4) 自己の管理する部局において、構成員が、適切に競争的研究資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(監事)

第6条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。

2 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(不正防止計画の策定及び実施)

第7条 最高管理責任者は、競争的研究資金等を適正に管理し、不正の発生を防止するための計画（以下「不正防止計画」という。）を策定し、実施する。

2 前項の不正防止計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 競争的資金等の適正な執行管理に関する事項
- (2) 監査体制に関する事項
- (3) 教員等関係者の意識向上に関する事項
- (4) 相談窓口等に関する事項
- (5) その他不正防止に必要な事項

(不正防止計画の推進)

第8条 不正防止計画の推進は、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）が所管するものとする。

2 委員会は、不正防止計画を推進するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 競争的研究資金等の管理に係る実態の把握及び検証に関すること。
- (2) 関係部局と連携し不正発生要因に対する改善策を講ずること。
- (3) その他不正防止計画の推進に必要な事項に関すること。

(相談窓口の設置)

第9条 法人における競争的研究資金等に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、事務局に相談窓口を置く。

(通報窓口の設置等)

第10条 競争的研究資金等の使用、管理等に係る不正に関する通報窓口の設置等については、富山県立大学研究倫理規準及び富山県立大学倫理委員会規程に定めるところによる。

(検収窓口の設置)

第11条 法人における物品の発注及び納入の適正を確保するため、事務局に検収窓口を置く。

(監査の実施)

第12条 競争的研究資金の適正な執行を確保するため、教員及び事務職員による内部監査を実施する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、競争的研究資金等の取扱い等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。